

安全方針

株式会社小禄運輸は、輸送の安全の確保が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定める。

1. 代表者(経営者)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
2. 運送安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
3. 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

令和 8 年 4 月 1 日

株式会社 小 禄 運 輸
代表取締役社長 新 垣 正 仙



輸送の安全目標

1. 事故削減目標

	重大事故		交通事故		接触事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	
令和7年度	0件	0件	0件	0件	0件	3件	自損
令和8年度	0件	件	0件	件	0件	件	

※1. 重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

※2. 交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

※3. 接触事故とは、軽微な事故も含む

2. 関係法令及び社内規定の遵守を確保

関係法令及び社内規定（安全を管理する規定等）の遵守は、年2回の教育を実施します。

3. 安全管理の取組状況の点検を改善

安全を管理する規定に基づく、「安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト」により1年に1回以上チェックを行い、全員で必要に応じて問題の解決に向けた対策を講じます。

4. 輸送の安全に関する教育、研修の計画を作成し、これを的確に実施します。

- | | | |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|
| ①事故防止対策会議
(1年4回開催) | ②乗務員教育
(毎月1回開催) | ③事故惹起者への指導
(事故発生時) |
|-----------------------|--------------------|-----------------------|

令和 8 年 4 月 1 日

株式会社 小 禄 運 輸

観光バス事業部

安全統括責任者 仲 里 常 幸

